

川之江ふれあい交流センター

会議室等使用料金表

| 階 | 室名 | 使用区分 | | 摘要 | 面積 |
|----|--------|------------------|----------------------|--------|-----------------------|
| | | 午前9時から 午後5時まで | 午後 5時から 午後 10 時まで | | |
| 1階 | 大会議室 | 1,600 円 | 2,000 円 | 1時間当たり | 289.94 m ² |
| | 遊戯室 | 400 円 | 500 円 | 〃 | 236.93 m ² |
| | 会議室 1 | 200 円 | 250 円 | 〃 | 34.79 m ² |
| | 会議室 2 | 200 円 | 250 円 | 〃 | 27.23 m ² |
| | 調理室 | 300 円 | 400 円 | 〃 | 134.99 m ² |
| | マッサージ室 | 200 円 | 250 円 | 〃 | 50.84 m ² |
| | 相談室 | 100 円 | 100 円 | 〃 | 8.36 m ² |
| 2階 | 会議室 3 | 400 円 | 500 円 | 〃 | 183.27 m ² |
| | 会議室 4 | 200 円 | 250 円 | 〃 | 39.77 m ² |
| | 防音多目的室 | 200 円 | 250 円 | 〃 | 30.65 m ² |
| | 工作室 | 300 円 | 400 円 | 〃 | 97.88 m ² |
| | 和室 1 | 200 円 | 250 円 | 〃 | 44.1 m ² |
| | 和室 2 | 200 円 | 250 円 | 〃 | 40.5 m ² |

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、上表の使用料に7割相当額を加算する。
- 2 使用時間を延長する場合は、30分以上をもって1時間とみなす。
- 3 使用者が営利又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用するときは、上表の使用料に5割相当額を加算する。ただし、市外使用者の場合は10割相当額を加算する。
- 4 使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収するときは、上表の使用料に5割相当額を加算する。
- 5 四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する日に使用するときは、上表の使用料に2割相当額を加算する。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。